

総社市情報公開・個人情報保護不服審査会答申

(平成27年度 答申第1号)

平成28年1月19日

答申 第 1 号
平成28年1月19日

総社市長 片岡 聡 一 様

総社市情報公開・個人情報保護不服審査会
会 長 西 浦 公 印

総社市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年8月12日付け，長第203号による次の諮問について，別紙のとおり答申します。

「会議録不存在」の情報公開不開示決定に対する異議申立て（平成27年度諮問第1号）につ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

総社市長が、平成27年7月10日付けで行った「会議録」を不存在による不開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成27年6月30日、総社市情報公開条例（平成17年総社市条例第11号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、総社市長（以下「実施機関」という。）に対して社会福祉協議会会議室で介護支援専門員が主催者として開催された会議（以下「ケース会議」という。）の会議録について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る公文書は「開示請求に係る公文書を保有していないため。」として不存在とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年7月10日付け長第153号により異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、本件処分を不服として、平成27年7月19日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を郵送で行い、実施機関は本件異議申立てを平成27年7月21日受理した。
- (4) 実施機関は、条例第17条の規定に基づき、平成27年8月12日付け長第203号により総社市情報公開・個人情報保護不服審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書等において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分に係る不存在の理由が記載されていない。理由記載の不備がある。
- (2) 本件請求に係る会議は多数の人が集まる会議であるので、会議録及び復命書が存在しないことはあり得ない。
- (3) 以上の理由により、会議録及び復命書の開示を求める。

4 実施機関の不開示理由説明要旨

本件処分については、条例第11条第2項に規定する「公文書を保有していない」がその根拠であり、実態として会議録を作成していないため不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 復命書の作成について

会議録と類するものとして会議等に参加した者が総社市職員服務規程（平成17年総社市訓令第24号）第8条に規定する復命書を通常は作成するが、この度の会議は総社市社会福祉協議会が主催で開催されたものであり、当該会議には担当課長のほか担当職員が出席したが、その目的が、異議申立人の母親を取り巻く医療介護関係者相互の連携と情報共有が主であったこと及び介護保険者という立場でのアドバイザーとして参画したものであるため、同条ただし書きにより文書としての復命書は作成せず、口頭での復命とした。

(2) 会議録の作成について

上記記載のとおり主催者が総社市社会福祉協議会であるため実施機関において会議録を作成していない。

5 審査会の判断

(1) 「会議」について

この度開かれた「ケース会議」は、我々が通常出席する「会議」とは性質が異なるものであることが実施機関からの説明により推測できる。

通常「会議」といえば、事前に主催者から開催案内通知が届くが、「ケース会議」のような会議の場合通例として電話、口頭による依頼が常であり、会議に参加するときは所属長の承認を得て出席することになる。この場合における復命については特殊な事案を除き口頭により復命しているとのことであり、さらに、この度の出席理由は介護保険者として窓口で異議申立人からの相談も受けていることから、情報共有も兼ねて出席したものとみられる。

(2) 会議録及び復命書の不存在について

上記記載のとおり「ケース会議」の性質が本格的な審議をする会議ではなく介護保険者の立場で参画し、意見を述べたに過ぎないことから文書の作成が行われなかったという実施機関の説明は不合理であるとは言えない。

また、「ケース会議」が上記のようなものであるため、会議録及び復命書が存在しないということもやむを得ないと思われる。

したがって、文書の不存在には合理的理由があると判断される。

(3) 本件処分の理由付記について

本件処分における不存在の理由付記については、理由の記載が簡略に過ぎるが、異議申立人に対して実施機関は口頭による説明を行っているとの事情を考慮すれば、本件処分が不当とまでは言えない。

(4) 結論

以上の理由により、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の経過等

(1) 審査会の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年 8月12日	実施機関から諮問書を受理
平成27年 8月21日	実施機関から不開示等理由説明書を受理
平成27年 9月10日	不服申立人から意見書を受理
平成27年11月17日 (第1回)	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問の報告・ 不服申立人による口頭意見陳述・ 実施機関から事情聴取・ 審議
平成28年1月13日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none">・ 審議

(2) 総社市情報公開・個人情報保護不服審査会委員

会 長 西浦 公
副会長 平田 真也
委 員 谷川 勝幸
委 員 入江 浩子
委 員 土岐真喜子